

注目ピックス●年金確保支援法の法案が国会に提出されました

将来、無年金・低年金になるおそれのある人を救済するため、「国民年金法」「確定拠出年金法」を改正する法律案が、3月5日、国会に提出されました。概要をご紹介します。

国民年金法の一部改正

① 国民年金保険料の納付可能期間を延長する (2年→10年)

保険料を払っていないと、今は「2年間」しかさかのぼって保険料を払えませんが、それを「10年間」まで可能にする改正です。ずっと自営業で、年金を払っていなかったことに50歳を過ぎてから気付いた場合など、今は将来「無年金」になってしまいますが、この法案が通れば、10年分追納して、計25年保険料を支払い、将来年金をもらうことも可能になります。

【平成23年10月までに施行予定】

② 年金記録訂正により、第3号被保険者の 「保険料納付済期間」が減らないようにする

第3号被保険者期間(サラリーマンの妻など、保険料を払わなくても、払っているように取り扱いがされる期間)と重なる第2号被保険者期間(会社員など、厚生年金保険料を支払っている期間)が新たに判明し、年金記録が訂正された場合など、今までは、第2号被保険者期間のあとの第3号被保険者期間は、「保険料を支払っていない」期間とされてしまいましたが、今後は、「保険料を支払った期間」として取り扱われるようにする改正です。

【公布の日から施行予定】

③ 任意加入者も国民年金基金へ加入が可能に

将来の年金額を増やすため、60歳から65歳までの間に任意加入した人は、今の制度では国民年金基金への加入できませんが、それが可能になります。国民年金基金にも入ることで、将来の年金額を増やすことができます。

【公布日から2年以内に施行予定】

確定拠出年金法の一部改正

① 加入資格年齢を 「60歳」から「65歳」に上げる

企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能にするため、確定拠出年金に加入できる人の範囲を広げます。【公布日から2年6月以内に施行予定】

② 従業員も拠出金を 払うことができるようにする

従業員拠出(マッチング拠出)が可能になります。ただし、会社と社員の拠出額の上限は51,000円で、社員は会社の拠出金以上の額は出せないなど、制限があります。【平成24年1月から施行予定】

③ 加入者の住所情報が 住基ネットからとれるようになる

退職後、住所が分からなくなってしまい、企業年金を結局支払えなかった、ということをなくすねらいです。【平成23年4月から施行予定】



トピックス

協会けんぽの保険料率の一覧

協会けんぽの保険料率(都道府県単位保険料率・介護保険料率)が、平成 22 年3月分(4月納付分)から引き上げられます。保険料率を改めて確認しておきましょう。

1 一般保険料率(都道府県単位保険料)

	変更前		変更後		変更前		変更後
北海道	8.26%	⇒	9.42%	滋賀県	8.18%	⇒	9.33%
青森県	8.21%	⇒	9.35%	京都府	8.19%	⇒	9.33%
岩手県	8.18%	⇒	9.32%	大阪府	8.22%	⇒	9.38%
宮城県	8.19%	⇒	9.34%	兵庫県	8.20%	⇒	9.36%
秋田県	8.21%	⇒	9.37%	奈良県	8.21%	⇒	9.35%
山形県	8.18%	⇒	9.30%	和歌山県	8.21%	⇒	9.37%
福島県	8.20%	⇒	9.33%	鳥取県	8.20%	⇒	9.34%
茨城県	8.18%	⇒	9.30%	島根県	8.21%	⇒	9.35%
栃木県	8.18%	⇒	9.32%	岡山県	8.22%	⇒	9.38%
群馬県	8.17%	⇒	9.31%	広島県	8.22%	⇒	9.37%
埼玉県	8.17%	⇒	9.30%	山口県	8.22%	⇒	9.37%
千葉県	8.17%	⇒	9.31%	徳島県	8.24%	⇒	9.39%
東京都	8.18%	⇒	9.32%	香川県	8.23%	⇒	9.40%
神奈川県	8.19%	⇒	9.33%	愛媛県	8.19%	⇒	9.34%
新潟県	8.18%	⇒	9.29%	高知県	8.21%	⇒	9.38%
富山県	8.19%	⇒	9.31%	福岡県	8.24%	⇒	9.40%
石川県	8.21%	⇒	9.36%	佐賀県	8.25%	⇒	9.41%
福井県	8.20%	⇒	9.34%	長崎県	8.22%	⇒	9.37%
山梨県	8.17%	⇒	9.31%	熊本県	8.23%	⇒	9.37%
長野県	8.15%	⇒	9.26%	大分県	8.23%	⇒	9.38%
岐阜県	8.19%	⇒	9.34%	宮崎県	8.20%	⇒	9.34%
静岡県	8.17%	⇒	9.30%	鹿児島県	8.22%	⇒	9.36%
愛知県	8.19%	⇒	9.33%	沖縄県	8.20%	⇒	9.33%
三重県	8.19%	⇒	9.34%				

2 介護保険料率

全国一律	
変更前	1.19%
	↓
変更後	1.50%

お仕事 カレンダー

4月

- 4/10 ●一括有期事業開始届(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 4/15 ●給与支払報告に係る
給与所得者異動届の提出
- 4/30 ●労働者死傷病報告書の提出
(休業4日未満の1月~3月の労災事故について報告)
- 最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告
- 健康保険印紙受払等報告書・雇用保険印紙保険料納付状況報告書提出

- 4/30 ●3月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 2月決算法人の確定申告・8月決算法人の中間申告
- 公益法人等の都道府県民税・市町村民税均等割申告
- 5月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告
- 固定資産税(都市計画税)の納付<第1期>